

病児・病後児保育について

病児・病後児保育は、お子さまが発熱などの急な病気にかかったときや病気からの回復期に保護者の方が仕事などで家庭での保育を行う事が困難なとき、病児・病後児保育の実施施設が保護者の方に代わってお子様の保育を行うものです。

●対象児等

鏡野町に住所があり、既に保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等に通園・通学している生後8ヶ月から小学校3年生までの児童。
(※ただし、松尾小児科、小畑醫院は、生後7ヶ月～小学校6年生まで利用可能。)

●実施施設

- こどもデイケアルーム「さくら」(河原内科・松尾小児科内)
津山市二宮2137-10 電話(0868)28-5570(小児科外来)
- 病児保育室「方舟(はこぶね)」(小畑醫院内)
津山市志戸部662-14 電話(0868)25-2111
- 鏡野町国民健康保険病院 3階 病児保育室「たんぽぽ」
鏡野町寺元365 電話(0868)54-0011

※ 利用時間については、実施施設にお問い合わせください。

※ 日曜日・祝祭日・年末年始・小児科休診日はお休みとなります。

●利用方法

- 毎年度、事前登録が必要ですが、外来で利用初日に登録することもできます。
- 必要書類は、役場保健福祉課又は病児保育の実施施設にありますので登録をしてください。
- 必ず、利用前には実施施設に予約状況を確認してご利用をお願いいたします。また、予約を取消す場合も実施施設にご連絡ください。

●利用料

- 1日 2,000円
(別途食事代400円 *希望者のみ)
- ※但し、ひとり親家庭等医療給付対象世帯及び生活保護世帯は1日1,000円

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係(担当：坪井)
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

国民健康保険の手続きについて

国民健康保険は自動的に喪失しません。

国民健康保険から他の健康保険への切り替えは、自動で行われません。必要なものをご持参の上、役場(保健福祉課)または各振興センター窓口で手続きを行ってください。

■必要なもの

- ①国民健康保険証 ②新しく加入した健康保険証(「健康保険資格取得証明書」でも可) ③印鑑(認印可)
- ④マイナンバー(個人番号)がわかるもの ⑤本人確認ができる書類(運転免許証など)

●喪失手続きをしないでいると国保税の支払いが続きます。

(例)

会社に就職して、新しく社会保険の保険証を受け取り、医療機関へは新しい保険証で受診していた。毎月、国民健康保険税の納付書が届くが、そのままにしていた。後日、役場から国民健康保険税納付の督促が届き、国保税が滞納になっていることがわかった。

●他の健康保険に加入したが新しい保険証をまだ受け取れないとき

職場の健康保険に加入しても、新しい保険証をすぐに受け取れない場合があります。その時は、職場から「健康保険資格取得証明書」を発行してもらい、役場へ提出することで、喪失手続きができます。他の健康保険加入後に国民健康保険証で受診した場合は、鏡野町が負担した医療費を返していただくことになります。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 国保係(担当：山本・安藤) 電話(0868)54-2986